

英国国民はEU離脱を選択

離脱過程は不透明、欧州政治不安は高まる

欧米調査部上席主任エコノミスト

吉田健一郎

03-3591-1265

kenichiro.yoshida@mizuho-ri.co.jp

- 6月23日に行われた英国のEU離脱の是非を問う国民投票は、離脱派の支持率が52%と残留派(48%)を上回った。投票結果を受けて、金融市場では急速な英ポンド安、円高、株安が進んだ
- 英国のEU離脱過程には不明な点が多い。EUに対する脱退通告の実施時期に始まり、EUとの交渉期間や内容なども現時点では分かっていない。英政府の意思決定プロセスにも不透明感がある
- 英国のEU離脱を受け、各国のEU懐疑政党の勢いは強まる公算が大きい。今後、EUは経済成長を通じた更なる統合の成果を示すことが求められる

1. 英国国民はEU離脱を選択

世界中の注目が英国に集まる中、6月23日に行われた欧州連合(EU)からの離脱(ブレクジット)の是非を問う国民投票は、残留支持48%、離脱支持52%となり、離脱支持が残留支持を上回った(図表1)。1973年の欧州共同体加盟から43年を経て、英国はEUと袂を分かつこととなる。

英国のEU離脱により、金融市場のリスク回避度は急速に高まり、英国のみならず、世界経済の先行きに大きな不確実性が発生した。国民投票の結果を受け、金融市場では英ポンドが対主要通貨で大きく下落した。また、日経平均株価も各地区の投票結果が明らかになるにつれて下落、円は対ポンドだけでなく対ドルでも増価した(図表2)。

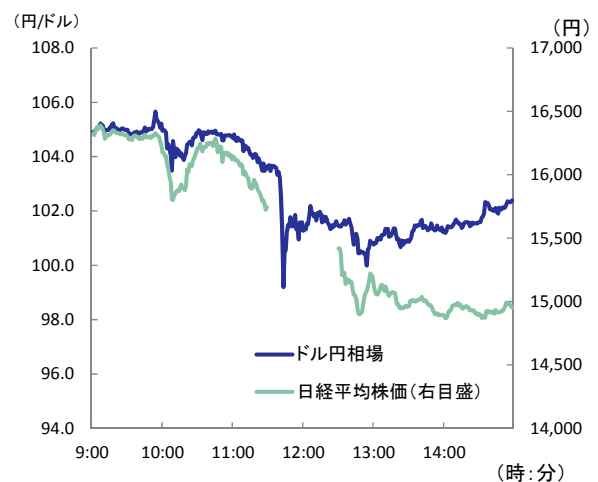
図表1 国民投票の結果

	残留	離脱
イングランド	47%	53%
北アイルランド	56%	44%
スコットランド	62%	38%
ウェールズ	47%	53%
全英	48%	52%

(注)最終確定結果ではない。

(資料)BBCより、みずほ総合研究所作成

図表2 ドル円相場と日経平均株価



2. EUへの「脱退通告」のタイミングが次の注目点

英国がEUを離脱するに当たり、次の注目は、英政府がEUに対して行う「脱退通告」のタイミングであろう。脱退通告はEUからの脱退を定めたEU条約第50条において決められている手続きであり、脱退を巡る英国とEUの交渉開始のトリガーとなる（図表3）。英国の国民投票法上は、国民投票で離脱が選択された場合でも必ず離脱手続きを始めなければいけない訳では無い。しかし、国民の意思を尊重し、英政府はいずれかのタイミングでEUに対して「脱退通告」を行うことになろう。50条では、脱退は「憲法上の要件に従って」行うこととされており、通告前には下院で採決が取られる可能性がある。

EUへの「脱退通告」の実施は、「2年後のEU法の英国への適用停止」という期限へのカウントダウンが始まることを意味する。脱退を巡る交渉でどのようなことが話し合われるかについて、50条では特に定められていないが、EUからの脱退日や移行期間、現在英国に住むEU市民（或いはEUに住む英国国民）の取り扱いなどが、話し合われることになろう。50条では脱退協定は脱退後の英国とEUの新協定を「考慮に入れて」話し合われることが定められているため、英国とEUの間の新たな関係性を定めた新協定も同時並行で話し合われる公算が大きい。

脱退協定や新協定の締結に向けた交渉が行われている間、2年間はEU法が英国に引き続き適用される。しかし、EU28カ国全てが交渉の延長に合意しなければ、通告後2年でEU法の英国への適用は停止される。仮に英国とEUが2年間で協定の合意に達することが出来なければ、一時的か恒久的かは別としても、英国はEUの単一市場から外れ、WTOの枠内で貿易取引を行わなければならないことになる。この場合、現在よりも高い関税率が英国からEUへの輸出品にかけられることになるため、在英輸出企業の競争力に影響が及ぶだろう。通告から2年間はEU法が適用されるため、影響が今すぐに出るという話ではない。しかし、将来的に在英日本企業にも影響を及ぼす可能性があり、日本企業は交渉の進展をみながら、備えを進める必要があるだろう。

図表3 EU条約第50条（連合からの脱退）

欧州連合条約第50条(連合からの脱退)	
1	いずれの構成国も、その憲法上の要件に従って連合から脱退することを決めることができる。 脱退を決定する構成国は、その意図を欧州理事会に通告する。 欧州理事会が規定する指針に照らして、連合は、当該構成国との連合の将来の関係についての枠組みを考慮に入れ
2	て、脱退のための取り決めを規定する当該国との協定を交渉し締結する。同協定は、欧州連合の運営に関する条約第218条3に従って交渉する。それは、 欧州議会の同意 を得て、 特定多数決により議決する理事会 により連合のために締結する。
3	基本条約は、脱退協定の効力発生の日又はそれが無い場合にはこの条2にいう 通告の後2年で当該国に適用されなくなるものとする。 ただし、欧州理事会が 当該構成国の同意を得て全会一致でこの時間を延長することを決定する場合はこの限りではない。
4	この条2及び3の適用上、 脱退しようとする国の欧州理事会又は理事会の構成員はこれに関する欧州理事会の討議又は決定に参加してはならない。 特定多数は、欧州連合の運営に関する条約第238条3(b)に定義する。
5	連合から脱退した国が再加盟することを求める場合、その要求は、第49条にいう手続きに従う

(注) 赤字は筆者

(資料) 東信堂「ベーシック条約集」より、みずほ総合研究所作成

3. 英国は秩序だった離脱を目指す但先行きは極めて視界不良

離脱を決めた今、英国にとり最も重要となるのは秩序だった離脱である。しかし、英国のEU離脱過程には不明な点が多く、先行きは極めて視界不良である。ポイントは3つある。

第一に、「脱退通告」の実施時期である。これまでのところキャメロン首相は投票で離脱が決まった場合の即時通告を表明している一方、離脱派はすぐに通告を実施せずにEUと非公式に協議を実施すべきと主張している。離脱派は一定の目処が立った後で通告を実施することにより時間切れによるEU法の突然の英国への適用停止を防ぎ、2020年5月の次回総選挙までに交渉を終了させれば良いと考えている。EUへの通告時期を遅らせることは、時間切れによるEU法停止のリスクを低下させ、英国が交渉上不利な立場に陥ることを防ぐ効果が期待されている。しかし、EUとの交渉の長期化はそれ自体が大きなリスクであり、集中的な交渉による早期締結も重要だ。金融業や製造業といった英国にとり重要な産業のEUでの事業展開や、雇用の取り扱いなど先行きの不透明感が晴れなければ、英経済は大きな停滞が見込まれるだけでなく、金融市場でも株価下落や通貨安が収まらない可能性がある。これは英経済のみならず世界経済にとってのリスクである。

第二に、英国とEUおよび第三国との交渉の期間や内容である。英国は、EUとの脱退協定、新協定を結んだ後、第三国との貿易協定を結ぶと考えられるが、この交渉は2020年代後半までかかる可能性がある¹。EU離脱派は、米国や日本など第三国ともすぐに経済協定に関する交渉が開始できると考えているが、米国や日本がそれに応じる保証はない。実際、オバマ米大統領は4月の訪英に際し、米国はEUとの交渉を優先させ、「英国は（交渉の順番を待つ）列に並ばねばならない」と述べている。

EU側の事情を言えば、2017年3月にオランダの下院選挙、4～5月にフランス大統領選挙、8～10月にドイツ連邦議会選挙を控えており、いずれの国でもEU懐疑的な政党が勢力を伸ばしている。国内のEU懐疑政党を勢いづかせないために、当面は、英国に安易な妥協をしにくい環境にある。

EUとの交渉内容についても、欧州経済領域（EEA）に加盟することで、従来同様の単一市場へのアクセスを確保するノルウェー・オプションから、EUと自由貿易（FTA）を結ぶカナダ・オプション、何も合意しないWTO・オプションまで、選択肢は様々だ²。EU離脱派は、カナダ・オプションを目指すとして述べているが、その場合に金融業や製造業といった英国にとり重要な産業の自由化についてどの程度EUから妥協が得られるかも定かではない。

第三に、英政府の今後の意思決定プロセスである。国民投票で離脱が多数を占めたことで、今後英国では、EU関連法案の廃止や英国法への変更に加え、EUとどのような新協定を結んでいくかなどが協議されることになるだろう。この意思決定は下院で行われるとみられるが、現在の下院はEU残留派が離脱派よりも多数を占めている。このため、理論的にはEU残留派は下院の数的優位を使って、今後の決定を主導していくことが可能であり、それは国民投票による民意の一部に反する可能性がある。例えば、景気悪化の悪影響を抑え、EU単一市場へのアクセスを可能にするためにEU移民の自由な流入を認めようとするれば、それはEU離脱派の主張と対立する。こうした「議会制民主主義」と「国民投票の民主主義」の間の矛盾を解消すべく、下院を解散するという手も考えられるが、英国では2011年議会任期固定法により、任期途中の解散総選挙のハードルは高いうえ、解散しても離脱派が勝つとは限らない。

4. EU懐疑政党の勢いは強まる

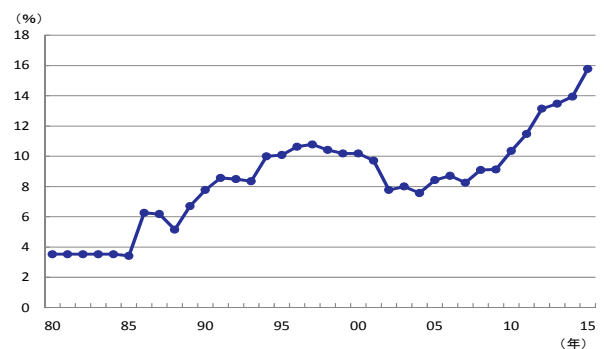
最後に、ブレクジット後のEUの先行きについて考えてみたい。国民投票を実施するに際し、事前に英国がEUに対して行った権限回復交渉では、EU側は英国を含む各国の主権を強めることに合意していた。EU側の妥協の背景の一つは、英国がEUを離脱した場合、各国内のEU懐疑政党が更に伸長し、EUが揺らぐことへの危機感があったと考えられる。現在、EU懐疑政党の勢いはかつてないほど強く、各国下院選挙でのEU懐疑政党の得票率は既に過去最高水準まで上昇している(図表4)。そこに加わった今回の英国のEU離脱は、1992年にデンマークがマーストリヒト条約の批准を国民投票で否決した「デンマーク・ショック」以来のインパクトをEUに与えることになる。

しかし筆者は、「ブレクジット・ショック」によって、直ちにEUの崩壊が始まるとの立場は取っていない。独仏において、EU懐疑的な政党が政権を握る可能性は今のところ低い。フランスでは、大統領選挙は単記2回投票制であり、初回投票で50%を超える票を得る候補がいなければ上位二名の決選投票となる。仮にルペン党首が決選投票に進んだとしても、決選投票では反ルペン派が結集し、同氏は勝てないと予想される。ドイツにおいても、ユーロに懐疑的な政党である「ドイツのための選択肢」は、議席を獲得するのに必要な最低得票率(5%)を得て、議席の獲得が予想されるものの、政権入りするまでには至らないだろう。その点で、最も懸念されるのは、極右政党である自由党の支持率が、他の主要政党抑えて首位となっているオランダであろう。しかし、オランダの場合でも、同党が議会で過半数を得られるまでには至らない公算が大きい。

これまでEUが成し遂げてきた成果は大きい。第一に、EUは、これまで域内の平和を維持する役割を果たしてきた。第二に、財やサービス取引の自由移動など単一市場の構築は、全ての加盟国にとり大きなメリットである。特に若い世代にとり、EU域内で自由に学び、就職し、居住するという権利は、既に当然の社会インフラとなっている。共通通貨ユーロも同様である。今回の英国民投票における世論調査をみても、若い世代は明確にEU残留支持を示している。

EUは、今後若い世代に対して、更なる統合の成果を示す必要がある。若い世代がEUへの期待を失えば統合のモメンタムは失われる。その意味では、EU域内において若年層の失業率が高い現状は非常に危惧される。若者の雇用促進に向けた規制緩和や、需要創出による雇用機会の拡大が急務だ。英国離脱後のEUに求められるのは、保護主義の復権ではなく、経済のダイナミズム復活を通じた成長路線への回帰であろう。英国民がEUに突き付けた課題は重い。

図表4 各国下院選挙でのEU懐疑政党の得票率



(注) 各国下院選挙におけるEU懐疑政党の得票率の単純平均値。対象とした政党は以下の通り。イタリア: イタリア社会運動、国民同盟、北部同盟、五つ星運動。フランス: 国民戦線、ベルギー: プラームス・ブラング、オーストリア: 自由党、オランダ: 自由党、デンマーク: 国民党、フィンランド: 真のフィン人、ノルウェー: 進歩党、スウェーデン: 民主党、ギリシャ: シリザ、黄金の夜明け、ハンガリー: ヨブビク、英国: 独立党。選挙の結果のみを反映し、各選挙の間の期間の得票率は同率としている。2回投票がある場合は初回投票、比例と小選挙区並立の場合は比例部分。
(資料) INTER-PARLIAMENTARY UNION PARLINE Database, European Election Database, Wikipediaより、みずほ総合研究所作成

1 吉田 (2016)、「英国のEU離脱とその影響」、2016年6月9日付緊急レポートを参照

2 吉田 (2016)、「英国のEU離脱で何が起ころか」、2016年4月19日付みずほインサイトを参照。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。